

国際コンテナ戦略港湾に係る税制措置の検討（とん税・特別とん税）

平成30年11月6日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

とん税・特別とん税の概要

現行制度の概要

- とん税・特別とん税は、外国貿易船の開港への入港という事実をとらえて課される一種の流通税であり、外国貿易船の純トン数が課税標準となっている。
- 特別とん税については、その全額が開港の港湾施設を管理する市町村に譲与されている。
- とん税は、国内産業保護を主な目的として課される関税とは異なり、財源目的の税目となっている。

		とん税	特別とん税	合計
税率	都度納付	16円／トン	20円／トン	36円／トン
	一時納付(1年分)	48円／トン	60円／トン	108円／トン
徴収額(平成29年度)		約99億円	約123億円	約222億円

とん税制度の現状

- とん税率は、昭和39年の税率引上げ後、税率の変更はされていないものの、貿易量の拡大に伴い、安定的に税収を確保できており、近年は年間約220億円前後で推移。
- 一時納付の仕組みは、年間寄港数の多い一部の外国貿易船の極端な税負担増に配慮する観点から設けられている。また、納付手続を年間1回で済ませられることから、官民双方において手続の簡素化に繋がっており、貿易円滑化にも資するもの。
- とん税の納付は、船舶が開港に入港する際の入港手続と併せて行われており、簡素な制度の下、税関での徴税コストも少ないものとなっている。

(参考) 諸外国のとん税制度

- 諸外国においても、我が国のとん税制度に類似した制度が存在。
- 米国・中国等においては、一時納付に相当する仕組みも設けられている。

	米国	中国	ベルギー	英国	豪州	(参考) 日本
都度納付	56セント/トン (約60円/トン)	3.3元/トン (約53円/トン)	0.2908ユーロ/トン (約37円/トン)	37.5ペンス/トン (約55円/トン)	69.6豪セント/トン (約55円/トン)	36円/トン
一時納付 (年払い)	都度納付の 5回分	都度納付の 6回分	—	都度納付の 9回分	都度納付の 4回分	都度納付の 3回分

(注1) 我が国のとん税制度との比較の観点から、我が国の都度納付・一時納付の区分に対応するものとして換算した額・回数を、基本的な納付額等として記載。各国ごとに税目の名称や制度の詳細は異なり、また、トン数に着目して入港料等その他の税や手数料を課されている場合もある。

(注2) 船舶の規模等により税率が異なる国に関しては、10,000トン級の日本船舶の入港を想定して算出。

(注3) 通貨の換算は、直近の税関公示レートに基づく。

今後の対応

- 国土交通省より、国際コンテナ戦略港湾に係るとん税・特別とん税の見直し要望が提出されているところ、とん税引下げ等の措置を検討するに当たっては、具体的な見直し案を踏まえ、①見直しの必要性及び効果、②財政収入への影響、③税の公平性・簡索性の各要素を十分に考慮する必要

① 見直しの必要性及び効果

- とん税の見直しにより、どのように国際基幹航路定期コンテナ船の寄港の維持・拡大に寄与することとなるのか等、見直しに係る十分な必要性や政策効果の検証

② 財政収入への影響

- 国及び地方財政に与える影響
- 特に、開港市町村にとっては、特別とん税収入が重要な財源となっているため、具体的な見直し案を踏まえた関係者との調整

③ 税の公平性・簡索性

- 特定の港湾・船種・航路に限った措置により生じる税負担の公平性への影響
- とん税徴収に係る税関の執行負担、徴税コストの増加

今後の対応

- 国際コンテナ戦略港湾政策を巡る状況を踏まえつつ、上記の考慮要素について十分に考慮した上、平成32年度改正に向けて、引き続き検討